

参考5

◇森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）

（森林及び林業の動向に関する年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る森林及び林業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、林政審議会の意見を聴かなければならない。

○林政審議会令（昭和四十年政令第百一号）

（委員の任期）

第一条 林政審議会（以下「審議会」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（特別委員）

第三条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

（幹事）

第四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

（部会）

第五条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうちから互選する。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめその部会に属する委員のうちから部会長が指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第六条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

（庶務）

第七条 審議会の庶務は、林野庁林政部林政課において処理する。

（雑則）

第八条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が、審議会に諮つて定める。